



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

第14回厚生科学審議会結核部会

2026(令和8)年1月26日

資料2

小中学校における定期健康診断の方向性について

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

学校における結核健康診断について

学校における健康診断の目的・役割・時期

1. 目的

学校教育の円滑な実施と成果の確保に資するとともに、児童生徒等の健康の保持増進を図る。

2. 役割

- 家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する。
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる。

3. 時期

毎学年、6月30日までに行うものとする。

また、必要があるとき、臨時に、必要な検査の項目について行う。

学校における結核健康診断の方法及び技術的基準

(学校保健安全法施行規則第7条より)

結核の有無は、問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によって検査するものとし、その技術的基準は、次のとおりとする。

・ **小学校**（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）**の全学年及び中学校**（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む）**の全学年に対しては、問診を行うものとする。**

→ 問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であつて、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、**胸部エックス線検査、喀痰検査**その他の必要な検査を行うものとする。

・ **高等学校**（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）**並びに高等専門学校の第一学年及び大学の第一学年**（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）**に対しては、胸部エックス線検査を行うものとする。**

→ 胸部エックス線検査によって病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、**胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。**

対象者	1次検査	必要に応じて	2次検査(精密検査)
小学1～6年生	問診票(保健調査票) +学校医による診察	結核対策委員会による判断	・ 胸部エックス線撮影 ・ 喀痰検査 ・ その他必要な検査
中学1～3年生			
高校1年生 大学1年生	胸部エックス線撮影	-	

結核対策委員会：教育委員会において、保健所や結核の専門家等によって組織されるもの

定期健康診断の検査項目及び実施学年

平成28年4月1日現在

項目	検診・検査方法	幼稚園	小学校						中学校			高等学校			大学
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
保健調査	アンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身長		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体重		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栄養状態		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脊柱・胸郭		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
四肢		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
骨・関節		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
視力	裸眼の者 視力表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	眼鏡等を している者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	裸眼視力	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
聽力	オージオメータ	○	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	△	○	△
眼の疾患及び異常		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻咽喉頭疾患		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚疾患		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歯及び口腔の疾患及び異常		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
結核	問診・学校医による診察	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	エックス線撮影											○			○ 1学年 (入学時)
	エックス線撮影 ツベルクリン反応検査 喀痰検査等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	エックス線撮影 喀痰検査・聴診・打診											○		○	
心臓の疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	心電図検査	△	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	△	△
尿	試験紙法 蛋白等	○													△
		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	糖	△													△
その他の疾患及び異常	臨床医学的検査 その他の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○ は全員に実施されるもの

○ 必要時または必要者に実施されるもの

△ 検査項目から除くことができるもの

小・中学校における結核健康診断の実際について（対象者：小1～中3）

事前準備

問診票（保健調査票）への毎年の記入（保護者）

- ①本人の結核罹患歴
- ②本人の予防接種歴
- ③家族等の結核罹患歴
- ④高まん延国での居住歴
- ⑤自覚症状、健康状態（2週間以上の長引く咳や痰）
- ⑥BCG接種歴

保健調査票の確認（養護教諭）

- ①～⑥の確認
- 日常の健康観察や来室状況等の情報のまとめ
- 一覧表や個人票の作成

健康診断

健康診断の実施（学校医）

- 学校医による診察（上記①～⑥の確認及び聴打診等）
- 健康診断の総合判定（精密検査の要否）

精密検査

事後措置

教育委員会への報告（養護教諭）

- 「結核健康診断受診報告書」の作成、報告
- 「精密検査対象者名簿」の作成、報告

精密検査の実施（教育委員会）

- 結核対策委員会※の実施（委員会の設置は自治体による）
- 精密検査の実施
- 学校への精密検査の結果報告
- 感染者の保健所への報告

事後措置（養護教諭）

- 保護者への結核健康診断結果の通知
- 個別や集団への保健指導
- 経過観察が必要な児童生徒への保健指導・健康管理
- 日常の健康観察の実施

学校における結核健康診断の現状と課題

【学校医】

- 学校医は結核の専門医でないことが大半である一方、教育委員会に結核対策委員会※が設置されていない場合は、学校医が精密検査の対象者を決定している。
- 学校医は、限られた時間で、多くの児童生徒の診察を行い、また、結核以外にも様々な項目を診察しなければならない。

【一般的に学校医が「結核の有無」と同時に診察している項目】

栄養状態／脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態／皮膚疾患の有無／心臓の疾病及び異常の有無

【養護教諭】

- 学校医による診察の前に全ての児童生徒の問診票（保健調査票）を確認（未提出・未記入の場合は保護者へ依頼又は聞き取り）し、①～⑥の項目の記載内容を一覧表にまとめている。
- 問診表④の高まん延国の居住歴があった場合は、その児童生徒が帰国後、精密検査を受けたかどうか確認を行っている。（未検査の場合は精密検査の対象）
- 問診票（保健調査票）の記入から学校医による診察まで時間が空く場合が多く、⑤の症状について再度、保護者に確認を行っている。
- 他の項目と比較して、報告書の作成が多い。

【健康診断による結核の発見】

- 令和6年度の学校保健統計調査（学校健康診断の結果に基づき実施。）の結果は以下のとおり。

	結核の精密検査の対象者（%）	結核（%）
小学校	0.15	0.00
中学校	0.08	0.00

※疾病・異常該当者（疾病・異常に該当する旨健康診断票に記載のあった者）の割合の推定値（少数点第3位以下を四捨五入）を示したものである。

学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会

学校における健康診断や、日常の健康観察など、保健管理の在り方を見直す観点から、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を開始。医療関係団体、学校の設置者等の関係者、教職員、保護者等を参考人として招致し、様々な観点からヒアリングを実施し、保健管理の在り方を検討することとしており、現時点で、第4回検討会まで開催し、9つの医療関係団体のヒアリングを実施したところ。

調査検討会の概要

【設立趣旨】

近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められている。

このため、健康診断の実施や学校医の確保等の学校における児童生徒等の保健管理について、現状を把握し、今後の学校における持続可能な保健管理の在り方等について検討する必要があることから、専門的見地からの意見を聴取すること等を目的とし、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」を設置する。

【実施事項】

保健管理に関する以下の課題について、現状把握・分析、専門的見地からの意見聴取等を行う。

- (1) 学校の健康診断の検査の項目の意義やプライバシーへの配慮等の実施方法
- (2) 保健管理にかかる教職員の負担
- (3) 学校医の確保
- (4) その他必要な事項

関係団体のヒアリングの概要（結核に関するもの）

【発表内容】

○日本小児科医会

➤ 結核の有無の判断は必要だが、学校健康診断の場で評価することは困難。

○結核予防会結核研究所

- 日本の結核患者数の推移について、約20年前と比較すると、約1/4に減少しているが、地域によって偏りがある。
- 小児結核は年間33人（2024年）であり、15年前と比較すると、約半分以下に減少している。
- 近年、外国出生者が増加しており、結核患者の外国出生者の割合は年々増加傾向にある。
- 小・中学校の結核健康診断は、実質的に外国出生者のみが精密検査（胸部エックス線撮影）の対象となっており、小児結核患者中、健康診断での発見は15年間で23人（2.9%）、その中で外国出生者が20人、結核発見の87%を占める。
- 小中学校における結核集団感染は、2014年以降発生していない。

【委員からの意見】

- 1年に1回の学校健康診断で結核を感染が拡大する前に同定できるということの費用対効果（効率的な問題）について疑問を感じている。
- 学校健康診断でピックアップされた大部分が外国出生者であったということであれば、対象を絞ることにより効率的に対応できるという考え方があるのではないか。

小中学校における定期健康診断の現状と課題及び方向性（案）

現状と課題

- 小中学校における学校での定期健康診断での結核発見者数、集団発生件数は以下のとおりである。

結核健康診断により発見された結核患者数推移（6歳～14歳）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
健診における発見人数	1	2	3	4	1	0	1	0	1	2

（出典）公益財団法人結核予防会結核研究所疫学情報センター <https://jata-ekigaku.jp/>

小中学校における結核の集団発生件数の推移

年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
集団発生件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（出典）結核集団感染事例一覧（令和6年12月26日 事務連絡）

方向性（案）

小学校及び中学校で毎学年実施されている定期健康診断の実施頻度及びその内容について、小中学校における定期健康診断での結核発見率や結核の集団発生の現状を踏まえ、学校における定期健康診断のありかたを検討してはどうか。